

自民党の大西ケンジ(健嗣)京都市会議員(左京 区選出)が、当選前から会計担当の役員を務めてい たNPO法人「田中セツ子京都結婚塾」で不適切な 会計処理を行ない、それを指摘されて約240万円 を返還していたことが明らかになりました。法人理 事長は「経費の私的流用が明らかとなった」と言っ ています(裏面に資料)。これが事実なら、業務上 横領に当たり、議員辞職は当然です。

6月23日、左京区の市民ら45人の方々 が、「重大な違法行為と当人が市議会議員 という重要な社会的立場にあることに鑑み、 一刻も早く真相を明らかにするため」と、大 西市議を京都地検に告発しました。怒りが広

## 有権者に隠して選挙 「市議になる前のこと」

大西市議は6月18日、弁護士を伴って記者会見 を開き、法人に約240万円を返還したことを認め ながら、「私的流用はない」、(返還した理由は) 「経理上の不備」「信頼する理事長の指摘だったの で」などとし、具体的な使途は一切説明しませんで した。

この中で大西市議は、「議員になる前の3月に返 還した。今とは、切り分けて考えている」と驚くべ き認識を示し、議員辞職を否定しました。

議員の資格に関わる重大な事実を隠して選挙を行 なったことは、有権者を欺く行為であり、断じて許 されません。

# 公認し、当選させた自民党の責任は重大 「公党として責任ある対応を」共産党が申し入れ

選挙前にこのような事実がありながら、大西氏を 公認し、同氏の当選を支援した自民党の責任が問わ れています。

日本共産党京都市会議員団は、党京都府委員会と 連名で6月23日、自民党京都府支部連合会と自民 党京都市会議員団に、党として調査し公表すること、 私的流用の事実を確認し大西氏に党として議員辞職 を求めることを申し入れました。

また、党議員団は6月17日、市会議長に対し、 「議会として真相究明と必要な対応を」と申し入れ ています。

(2つの申し入れ全文は裏面に掲載)

# 「京都市は認定NPO法人を調査し、報告せよ」

この法人は、昨年2月に京都市が「認定NPO法 人」と認め、補助金も交付しています。一般のNP O法人と違い、認定NPO法人は税制上の優遇措置 が受けられるなど、より公益性が高いものです。N PO法は、認定NPO法人の運営が著しく適正を欠 いている疑いがあるときは、行政が施設に立ち入り、 帳簿類を検査することを定めています。

6月23日の市会くらし環境委員会で党議員は、 指導権限を持つ京都市が立ち入り調査し、結果を速 やかに報告することを求めました。市は「理事長に 任意で事情を聴いている。必要があれば立ち入り検 査で調査する」と答弁しました。

2015年6月27日 発行 日本共産党京都市会議員団 京都市中京区河原町御池 京都市役所内 ご意見をお寄せ下さい。TEL/222-3728 FAX/211-2130 E-mail info@cpgkyoto.jp URL http://cpgkyoto.jp/

## 資料

1

NPO法

人田

中セツ

,子京都結婚

塾

6

月・

16日付の理

事長

部連合会と同党市議団に申し入れた文書②党市議団が党府委員会と連名で6月23日、自民党京都府支②日本共産党市議団が6月17日、市会議長に申し入れた文書名の文書(同法人ホームページより)

1

関係者の皆様へ

平成27年6月16日 NPO法人田中セツ子京都結婚塾 理事長 田中セツ子

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度は、事務所の理事が運営経費を不正使用していたことで、皆様にご迷惑をおかけしたことを、心よりお詫び申しあげます。

この事実関係につきましては、本年2月に、事務所のスタッフが取引先からの問い合わせを不審に思い、過去の経理関係書類を精査した結果、不必要な事務用品や商品券の購入など一部経費支出が架空であったことが判明し、本人に確認したところ、経費の私的流用が明らかとなったものであります。この理事はすでに4月28日に辞任しておりますが、不正に流用した金額は返還することを確約しております。

この理事については、在任中、結婚塾の事業運営全般にわたり熱心に取組み、私としても心から信頼をしていただけに、今回の件は残念であり、私の管理不行き届きでもあります。6月15日の結婚塾役員の総会で経過報告をした際も、事実関係の全容を明らかにして二度とこのようなことが起こらないよう厳しく指摘を受けたところでございます。

これまでご支援いただいた関係者の皆様には重ねてお詫び申しあげますとともに、この度の 不祥事を教訓にして決意を新たに頑張ってまいる所存ですので、今後とも変わらぬご厚情のほ どよろしくお願い申しあげます。

2

【申し入れ】

大西ケンジ市会議員の事案について、議会として真相究明と必要な対応を

市会議長 津田大三 様

2015年6月17日

日本共産党京都市会議員団

団長 山中 渡 印

自民党の大西ケンジ市会議員(左京区選出)が、当選前から役員を務めていたNPO法人で不適 切な会計処理を行ない、それを指摘されて、約240万円を返還していたという重大な事案が報道 されました。

各種報道によると、田中セツ子元京都市議が理事長を務める京都市の認定NPO法人「田中セツ子京都結婚塾」の理事として会計や事業運営全般を担当していた大西ケンジ氏は、実際には支出されていない交際費や交通費、法人運営に必要のないビール券や商品券など、判明分だけでも約280万円にのぼる使途不明金を生ごさせ、法人が事情を聞いたところ不正処理を認め、選挙後の4月下旬に240万円を返還したとされています。法人は、さらに使途不明金があるとみて調査するとしています。

報道された同氏の行為は、横額の疑いが濃いものです。日本共産党京都市会議員団は、報道が事 実だとすれば、同氏に議員の資格はなく、議員辞職に値するものと考えます。

このNPO法人を認定し、虚偽を含む疑いがある事業報告を受けている京都市が、真相の徹底究明に向け、責任を果たすことが必要です。あわせて、議会自身が、議員の資格に関わって有権者に重大な疑義を生んでいる同議員の今回の事案について、自浄能力を発揮することが求められています。

京都市会議員政治倫理条例(2007年2月、全会一致成立)は、政治倫理基準の第一に、「市民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと」をあげています。さらに、条例は「議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査し、及び審査する必要があると認めるときは、京都市会議員政治倫理審査会を置くことができる」など、議長が政治倫理の遵守についてイニシアチブを発揮することを規定しています。

党議員団は、市会議長が、大西ケンジ市会議員の事案について、速やかに議会として真相究明と 必要な対応を行なうよう申し入れるものです。 3

【申し入れ】

### → 大西健嗣京都市会議員の事案について、公党として責任ある対応を

自由民主党京都府支部連合会 会長 西田昌司 様 自由民主党京都市会議員団 団長 井上与一郎 様

2015年6月23日

日本共産党京都府委員会

委員長 渡辺和俊

日本共産党京都市会議員団

団長 山中 渡 印

印

御党の大西健嗣京都市会議員(左京区選出)が、当選前から役員を務めていたNPO法人で不適切な会計処理を行ない、それを指摘されて、約240万円を返還していたという重大な事案が明らかになりました。

この事案は、田中セツ子元京都市議(自民党府連元幹事長)が理事長を務める京都市の認定NP O法人「田中セツ子京都結婚塾」の理事として会計や事業運営全般を担当していた大西健嗣氏が、実際には支出されていない交際費や交通費、法人運営に必要のないビール券や商品券など、これまで判明しただけでも約240万円にのぼる使途不明金を生じさせ、法人が事情を聞いたところ不正処理を認め、返還したとされるものです。法人は、さらに使途不明金があるとみて調査するとしています。

大西議員は18日に記者会見を開き、3月9日に同法人に241万269円を返還したことを認めながら、「私的流用はない」「すべて法人の運営に使った」、(返還した理由は)「経理上の不備」「信頼する理事長の指摘だったので」などとし、具体的な使途は一切説明せず、疑惑は一層深まりました。同議員は「今後は弁護士を通じて対応する」と、公職の立場にありながら、自ら説明責任を果たそうとしない不誠実な態度を示しています。

一方、田中セツ子氏はNPO法人「田中セツ子京都結婚塾」のホームページに「関係者の皆様へ」というお詫び文書を6月16日付で公開しています。そこでは、「一部経理支出が架空であったことが判明し、本人に確認したところ、経費の私的流用が明らかになったもの」「この理事はすでに4月28日に辞任しておりますが、不正に流用した金額は返還することを確約しております」とされています。

大西健嗣氏の行為は、横領の疑いが濃いものです。そのことを明らかにせず、選挙に臨んだことは、左京区の有権者を欺く行為です。NPO法人会計の不適切処理、私的流用が事実なら、議員辞職に値するのは当然です。

選挙前にこのような事案がありながら、同氏を自民党公認候補とし、同氏の当選を支援した御党 の責任も問われています。

よって、私たちは、自由民主党京都府支部連合会と自由民主党京都市会議員団に、公党として責任ある対応を求め、次のことを申し入れるものです。

記

- 1、大西健嗣京都市会議員の事案について、党として責任ある調査を行ない、その結果を公表すること。
- 2、同氏によるNPO法人会計の不適切処理、私的流用の事実を確認し、同氏に党として議員辞職を求めること。

以上